

平戸市民が安心して暮らすために

このような状況の中、令和元年度に必要となる保険税額を確保するためには、被保険者数の減少や所得状況などを踏まえ、税率の改定が必要となりました。今後も国保税の負担額を少しでも抑制するために、特定健診をはじめとした保健事業の推進や医療費の適正化に努めて参りますので、ご理解とご協力をお願いします。

令和元年度の保険税改定額

区分		令和元年度	平成30年度	増減
医療分	所得割	9.35%	8.73%	0.62%増
	均等割(人数割)	27,000円	25,800円	1,200円増
	平等割(世帯割)	20,400円	20,100円	300円増
後期高齢者 支援金分	所得割	2.80%	2.80%	変更なし
	均等割(人数割)	7,800円	7,100円	700円増
	平等割(世帯割)	6,100円	6,100円	変更なし
介護分	所得割	2.50%	2.20%	0.30%増
	均等割(人数割)	10,000円	9,000円	1,000円増
	平等割(世帯割)	5,600円	4,700円	900円増

1世帯あたり
約**6.2%**
増額となります。

みんなで支える



持続可能な医療保険制度の確立に向けて 令和元年度から国民健康保険税率(額)を改定

☎ 健康ほけん課国保年金班 ☎ 内線 2541

後期高齢者医療保険料の均等割軽減が9割から8割に

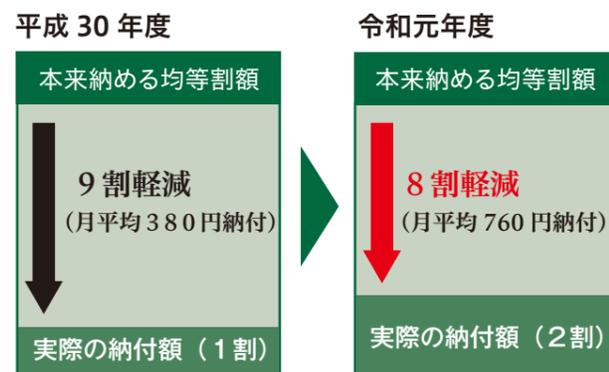
後期高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた人は、今年度は8割軽減に変更となります。

介護保険料については、今年度所得の低い高齢者への保険料が負担軽減(月平均460円軽減)されます。また、所得の低い年金受給者は、今年10月から年金生活者支援給付金(基準額月5,000円)の制度が始まります。詳しい内容については、下記まで問い合わせください。

問い合わせ先

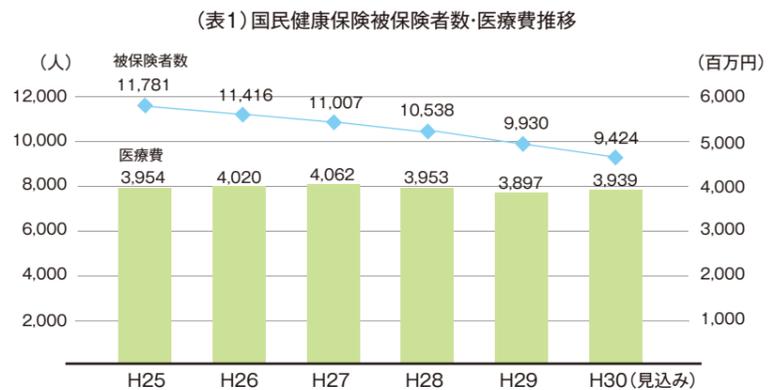
- (後期高齢者医療制度)
健康ほけん課国保年金班(内線2542)
- (介護保険)
長寿介護課介護保険班(内線2583)
- (年金生活者支援給付金)
ねんきんダイヤル(Tel.0570-05-1165)

(例) 年金収入 80 万円以下の人

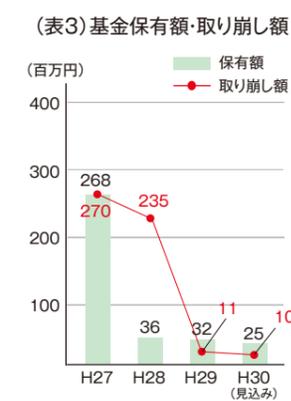


※介護保険料軽減は、半年度分の軽減額を年度平均した額です。課税者が同居している場合は、対象外となります。
※老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件(65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市民税非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下)を全て満たす必要があります。金額は、保険料を納めた期間などにより異なり、基本的に10、11月分を12月(年金の支払日)に振り込みます。
※医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

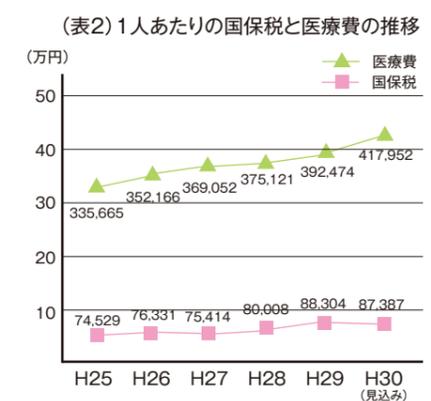
しかし、1人当たりの医療費は年々増加しており、厳しい財政状況にあります。



減り続ける被保険者に対して横ばいの医療費
国民健康保険は医療保険制度の中核として大変重要な役割を果たしています。急速な高齢化や医療の高度化などにより、被保険者数は年々減少しています。(表1)



また、国保財政調整基金(貯金)の残高については、近年取り崩して保険給付費などに充当してきたため、残高が僅かとなっています。(表3)



持続可能な制度を維持するため
平成30年度からは、長崎県が国保財政の中心的な役割を担うこととなり、都道府県の動向を見ながら当該年度の保険税率は据え置いています。1人当たりの医療費は伸び続けている状況にあります。(表2)